



かづの土地改良区だより

みどり 水土里ネットかづの 活動報告



令和6年5月27日 柴平小学校 田植え体験学習
柴平太田地内 学習田にて

土地改良区の役割

土地改良区は、農業生産を行う上で欠かせない用排水施設の整備・管理や農地の整備を目的として設立された農家の方々の組織です。

- ◎農業生産基盤整備や土地改良施設の適切な保全管理等を計画的かつ着実に推進することにより、農業経営の安定化に寄与していく役割を担っています。
- ◎大切な地域資源である農地・水の次世代への継承や農業・農村が持つ多面的機能の発揮への貢献などの役割も求められます。
- ◎健全かつ適正な業務運営により、組合員だけではなく地域住民からも信頼を得ながら、これらの要請に応え、農業・農村の持続的発展を実現していく必要があります。

令和6年10月発行
水土里ネットかづの
かづの土地改良区

〒018-5201
秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL 0186-23-3762 FAX 0186-23-8378
mail : midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp
ホームページ : midorinet-kaduno.org/index.html

《令和6年10月1日現在の状況》 組合員数: 2,344名 賦課面積: 1,833ha (田 1,801ha、畑 32ha)

令和6年度臨時総代会開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～



来賓として、鹿角市長 関 厚様 (写真左) 秋田県鹿角地域振興局 農林部長 小林 満様(写真右)にご臨席頂き、祝辞を頂戴しました。

去る、令和6年5月29日(水)午後6時00分より、鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて令和6年度臨時総代会が開催されました。

議長は、末広地区総代の米沢博美氏が選任され議案審議に入りました。議案は、令和5年度事業報告、一般会計収支決算並びに令和6年度一般会計収支補正予算、令和6年度地区編入及び加入金、定款の一部改正等を審議し、原案どおり満場一致に合わせ書面議決により可決されました。

【出席者数】 総代50名中(定数50名中欠員0名)、30名出席、
書面議決書13名、委任状1名(出席率88%)

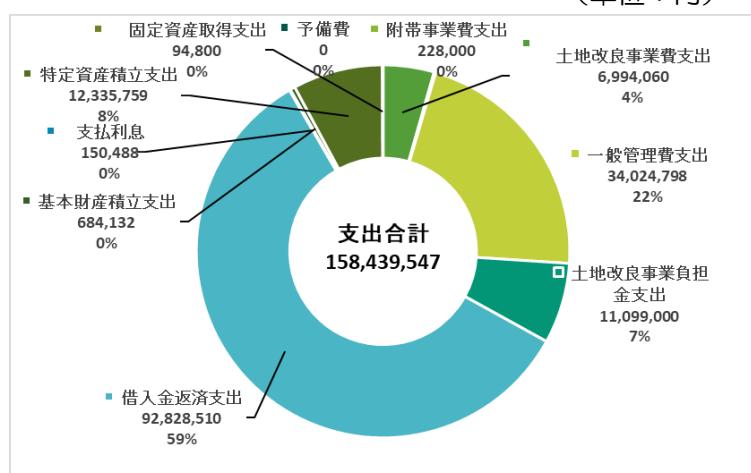
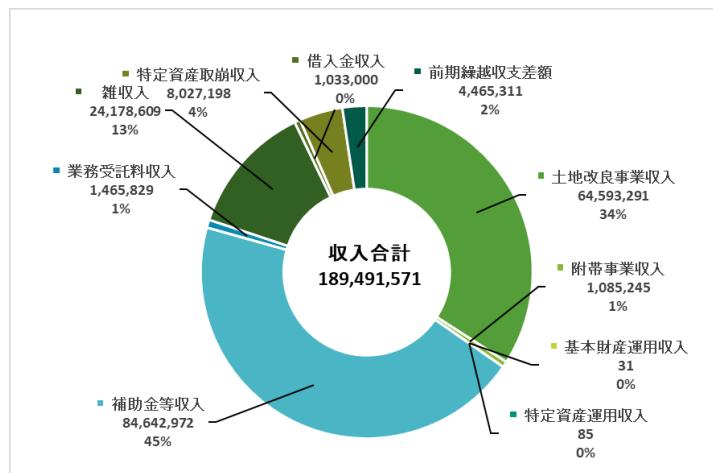
【主な議決事項】

○令和5年度一般会計決算及び財産目録の承認

事業については一年間における活動を報告し承認されております。

一般会計決算及び財産目録については下表のとおり承認されました。

【一般会計決算】



一般会計収入支出差引残金 31,052,024 円 次年度へ繰越

(内、各地区維持管理委員会繰越額 22,547,093 円)

地 区	収 入	支 出	収支差額	地 区	収 入	支 出	収支差額
花輪地区 維持管理委員会	1,449,363	237,330	1,212,033	末広地区 維持管理委員会	5,068,746	1,058,510	4,010,236
上下花輪 農水管理組合	1,107,844	660	1,107,184	高井沢ため池 水利組合	185,337	174,550	10,787
久保田 農業施設管理組合	285,366	192,660	92,706	土深井ため池 水利組合	144,719	121,727	22,992
鏡田 農業施設管理組合	1,315,690	15,660	1,300,030	県営4区・宮麓地区 農業施設管理組合	470,745	73,320	397,425
用野目 農施管理組合	573,400	144,000	429,400	長内下頭首工地区 農業施設管理組合	519,548	140,220	379,328
狐平 農業施設管理組合	1,658,878	30,106	1,628,772	後田・岩渕地区 農業施設管理組合	867,045	620,121	246,924
下川原 農業施設管理組合	74,593	33,660	40,933	長牛地区 農業施設管理組合	1,260,760	24,160	1,236,600
高屋 農業施設管理組合	333,282	70,331	262,951	県営3区左岸地区 農業施設管理組合	1,066,174	289,408	776,766
十和田地区 維持管理委員会	2,152,441	785,870	1,366,571	県営3区右岸地区 農業施設管理組合	771,306	27,660	743,646
瀬の沢地区 維持管理委員会	3,304,354	755,946	2,548,408	県営1区夏井地区 農業施設管理組合	125,304	63,000	62,304
間瀬川地区 維持管理委員会	465,291	38,748	426,543	中央地区 農業施設管理組合	3,493,347	586,413	2,906,934

【財産目録】

資 産		負 債	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金	33,781,702	未払金	1,527,678
未収賦課金	32,274,451	預り金	1,086,132
その他未収金	1,169,360	2. 固定負債	441,546
	337,891	(公庫資金等長期借入金)	55,223,204
2. 固定資産			
基本財産	2,880,240,652		
特定資産	19,245,423		
その他固定資産	2,858,170,309		
	2,824,920		
合 計	2,914,022,354	合 計	56,750,882

※令和5年度の収支決算書詳細については、かづの土地改良区HPに掲載しております。

新入職員の紹介

◎工事係 佐藤 翔平 (R6.9.1 入社)

令和6年9月より入職しました佐藤翔平と申します。
前職は埼玉で全く別の業種の仕事をしていた為、これから覚えることがたくさんありますが、いち早く皆様のお役に立てますよう努力してまいりますので宜しくお願ひ致します。

事務所位置図



当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています！

農協口座をお持ちの組合員の方は、『口座振替依頼書』を提出して頂きますと、

今後継続して賦課金を指定口座から振替することができます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。 かづの土地改良区 ☎(0186)23-3762

組合員の皆様

～土地改良区への届出、忘れていませんか？～

耕作地の移動、組合員資格の変更には届出をお願いします

農業委員会や市町村、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区への届出がなければ、改良区台帳の変更が行われません。(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

届け出がない場合、変更前の状態で賦課されることになりますので、右記のような変更があった場合は、必ず改良区への届け出をお願い致します。

詳しくは、改良区へお問合せ下さい。

TEL : 23-3762

1.組合資格の変更

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・貸借権・利用権等で資格が移った場合

2.賦課金の口座振替

口座番号を変更、解約した場合

3.農地転用、地区除外

- ①農地を宅地・店舗・駐車場等にする場合
- ②農地を地目変更(田を畑に変えるなど)する場合

4.施設等の他目的使用

- ①事業所排水・し尿処理排水を行う場合
- ②農道占用を行う場合

**賦課金の納付期限は
11月29日(金)です。**

**口座振替の方は
10月31日(木)が振替日です。**

～期限内の納入にご協力を願いいたします～

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10a当たり)			賦課基準(10a当たり)		
土地改良区の運営にかかる費用	事務費	地区内の田	2,000円	(※1)未広地区	大湯川内 700円	
		地区内の畑	1,000円		大湯川外 500円	
		十和田南(未広)事業地区	300円		土深井 1,000円	
		一の渡事業地区	300円		高井沢 1,200円	
		毛馬内北部事業地区	300円		瀬田石 100円	
		道下夕事業地区	300円		長内下頭首工 300円	
		間瀬川事業地区	300円		長牛 150円	
		柴内事業地区	300円		中央地区 300円	
		花輪地区	地区内の土地 200円		県営3区左岸 400円	
	維持管理費	十和田地区	〃 500円		県営3区右岸 150円	
		瀬の沢地区	〃 500円		県営1区夏井 200円	
		間瀬川地区	〃 200円		宮麓地区 100円	
		(※1)未広地区	〃 1,200円以内		松館揚水機 3,000円以内	
		(※2)八幡平地区	〃 3,000円以内			
		花輪地区	245円	(※2)八幡平地区		
		花輪地区	1,854～5,454円			
		高畠地区	5,622円			
		末広地区	9,716円以内			
		永田地区	地下かんがいシステム導入支援事業 4,069円			
		腰田地区	ため池等整備事業(河川応対) 1,467円			
賦課期日	令和6年10月1日					
徴収期限	令和6年11月29日					
徴収方法	かづの農業協同組合と委託契約に基づき徴収 又は、本土地改良区において直接徴収することになっております。					
賦課基準日	令和6年4月1日現在の土地原簿の地積による。					

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなります。納入期限を過ぎると、本来納めるべき賦課金のほかに年利14.6%の割合で延滞金と、督促状を発した場合には督促手数料100円も加算されます。滞納を続けると、土地改良法第39条に基づき滞納処分を行う場合がございますので、早期の納入にご協力を願い致します。

ご不明な点、ご相談の際は土地改良区事務所へご連絡下さい。TEL: 23-3762